平成30年度 安全装置等(側方視野確認支援装置・呼気吹込み式アルコールインターロック装置・IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器)導入促進助成について(全日本トラック協会)

- 1. 対象事業者 会費未納がない会員事業者とする。
- **2. 助成対象期間** 平成30年4月1日~平成31年3月15日
- 3. 助成対象装置 次に掲げる別紙記載の装置で、装着にあたって、道路運送車両の保安基 準に抵触しないもの。
  - ※別紙、助成対象機器一覧を参照。
    - (1) 側方視野確認支援装置
      - ※車両総重量7.5 t以上の事業用トラックの左側に側方カメラの装着に限る
    - (2) 呼気吹込み式アルコールインターロック装置
    - (3) I T機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコー ル検知器
      - ※安全性優良事業所(Gマーク認定事業所)の導入に限る
- 4. 申請受付期間 平成30年4月1日~平成31年3月15日 ※但し、当該年度の予算に達した時点で申請受付を予告なく終了する。
- 5. 申 請 方 法 「平成30年度安全装置等導入促進助成実績報告書」に必要事項を記入 し、以下の書類を添付して提出すること。
  - (1)装着車両一覧表 ※携帯型アルコール検知器の場合は添付なし
  - (2)装置装着証明書 ※携帯型アルコール検知器の場合は添付なし
  - (3)装置装着に係る請求明細書の写し ※リースの場合は、添付なし
  - (4)装置装着の支払いを証明する書類の写し ※リースの場合は、リース契約書の写し
  - (5)装着車両の車検証の写し ※携帯型アルコール検知器の場合は添付なし
  - (6)安全性優良事業所認定書の写し ※携帯型アルコール検知器の場合に添付
- **6. 助 成 金 額** 車両1台につき対象装置ごとに20,000円 ※但し、国からの補助金が交付された装置に対しては交付しない。
- 7. そ の 他 側方視野確認支援装置の申請の場合に、必要に応じて、当該装置を導入 したことが確認できる写真(左側方カメラを装着したことが判別できる こと)の提出を求める場合があります。